

# 福井県報

第 396 号

令和 8 年  
4月14日(火)

火曜日発行

## — 目 次 —

### 告 示

- 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館観覧料、図録等販売料、施設使用料、博物館ガイド利用料および着付け体験料の徴収事務委託（221・一乗谷朝倉氏遺跡博物館）……………1
- 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館および福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並の共通観覧券に係る観覧料の徴収事務委託（222・同）……………1
- 土壤汚染対策法第6条第4項に基づく要措置区域の指定の解除（223・環境政策課）……………2
- 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録特定行為事業者の登録（224・長寿福祉課）……………4
- 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録喀痰吸引等事業者の登録（225・同）……………4
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定（226・障がい福祉課）……………4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定（227、228・同）……………5
- 特定第2号漁業者の共済契約締結の申込みに係る同意成立の届出（229・水産課）……………5
- 保安林の指定の予定（230～232・森づくり課）……………6
- 保安林の指定施業要件の変更の予定（233～237・同）……………7

### 公 告

- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出（商業・市場開拓課）……………8
- 大規模小売店舗立地法の規定による意見（同）……………9
- 土地改良区の役員退任（坂井農林総合事務所）……………9
- 土地改良区の役員就任（2件・同）……………10

## 告 示

### 福井県告示第221号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館観覧料、図録等販売料、施設使用料、博物館ガイド利用料および着付け体験料の徴収事務を委託したので、同法第243の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月14日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所  
株式会社アイビックス  
代表取締役 吉田 保裕  
福井市下馬2丁目101番
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館観覧料、図録等販売料、施設使用料、博物館ガイド利用料および着付け体験料の徴収の事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和8年4月1日

### 福井県告示第222号

地方自治法（昭和22年法律67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館および福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並の共通観覧券に係る観覧料の徴収事務を委託したので、同法第243の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月14日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所  
一般社団法人朝倉氏遺跡保存協会  
会長 細田 国雄  
福井市城戸ノ内町28番37号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館および福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並の共通観覧券に係る観覧料の徴収の事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

4 指定公金事務取扱者に委託した日

令和8年4月1日

#### 福井県告示第223号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定に基づき、平成30年福井県告示第349号により指定した特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）の一部について、指定を解除するので、同条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和8年4月14日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定を解除する要措置区域  
別図のとおり（小浜市駅前町12号流田1番24の一部）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
ほう素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去



#### 福井県告示第224号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録をしたので、同法第48条の8第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月14日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 事業所の名称  
レインボー二の宮
- 2 事業所の所在地  
福井市二の宮2-8-21
- 3 事業者の名称  
社会福祉法人福井康久会
- 4 登録年月日  
令和8年4月1日
- 5 サービスの種類  
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活  
介護
- 6 実施する行為  
口腔内の喀痰吸引  
鼻腔内の喀痰吸引
- 7 登録番号  
181110356

#### 福井県告示第225号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項に規定する登録喀痰吸引等事業者を登録したので、同法第48条の8第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月14日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 事業所の名称  
レインボー二の宮
- 2 事業所の所在地  
福井市二の宮2-8-21
- 3 事業者の名称  
社会福祉法人福井康久会
- 4 登録年月日

令和8年4月1日

- 5 サービスの種類  
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活  
介護
- 6 実施する行為  
口腔内の喀痰吸引  
鼻腔内の喀痰吸引
- 7 登録番号  
181110355

#### 福井県告示第226号

令和8年4月1日付けで、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年福井県規則第61号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月14日

福井県知事 石田 嵩人

	診療科目	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地
1	神経内科	北崎 佑樹	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番地
2	外科	松中 喬之	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番地
3	外科	前川 展廣	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番地

#### 福井県告示第227号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月14日

福井県知事 石田 嵩人

担当する自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者氏名または名称	代表者氏名	開設者住所	指定日
更生医療 育成医療	ゆとりお訪問看護	小浜市遠敷76-6-1	株式会社AKIZ	代表取締役 角田 尚哉	小浜市相生51-21-1	令和8年4月1日

#### 福井県告示第228号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月14日

福井県知事 石田 嵩人

担当する自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者氏名または名称	代表者氏名	開設者住所	指定日
精神通院医療	調剤薬局 薬報堂 花堂店	福井市花堂中2丁目19-15	株式会社 薬報堂	代表取締役 岡野 泰次郎	福井市文京5-2-17	令和8年4月1日
精神通院医療	ゆとりお訪問看護	小浜市遠敷76-6-1	株式会社AKIZ	代表取締役 角田 尚哉	小浜市相生51-21-1	令和8年4月1日
精神通院医療	ゴール伴走型訪問看護 さくらケアサービス	鯖江市下河端町4-6-1	さくらケアサービス株式会社	代表取締役 綿谷 裕範	越前市国高2丁目18-1-61	令和8年4月1日

#### 福井県告示第229号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査し、特定第2号漁業者の同意が要件に適合すると認めたので、法第108条第5項において準用する法第105条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月14日

福井県知事 石田 嵩人

坂井市加入区

- 1 発起人の住所および氏名  
坂井市三国町宿1-14-31  
(株) 瀬越水産  
坂井市三国町宿1-7-38  
濱出 征勝
- 2 区 域  
坂井市の区域
- 3 区 分  
機船底びき網漁業および沖合底びき網漁業区分
- 4 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定による通知年月日  
令和8年3月9日

#### 福井県告示第230号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月14日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 保安林予定森林の所在場所  
南条郡南越前町河野64字八幡後山5の1、5の2
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福井県告示第231号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月14日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鯖江市石生谷町43字上間谷1、2の1から2の3まで、3の1から3の3まで、4の1から4の7まで、5の1から5の6まで、6の1から6の15まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
石生谷町43字上間谷4の3から4の5まで、5の1から5の4まで  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および鯖江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福井県告示第232号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月14日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 保安林予定森林の所在場所  
南条郡南越前町合波49字口無谷1の1、1の2、2の1、2の2、3の1、3の2、4から11まで、12の1、13の1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

合波49字口無谷1の1、1の2、12の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 福井県告示第233号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月14日

福井県知事 石田 嵩人

### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

小浜市小屋70号一阪2の1、3、6の1、6の2、7、10、12、13の1、14の1、15から18まで、71号亀ノ淵1、4、6から14まで、73号瀑谷13、14、17、24

### 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および小浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 福井県告示第234号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月14日

福井県知事 石田 嵩人

### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大飯郡おおい町名田庄染ヶ谷1号池ノ本9の2、9の18から9の23まで、9の36、9の37、9の43、9の44、6号倉ノ谷22の3、22の14、22の17、22の30、22の31

### 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁およびおおい町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 福井県告示第235号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月14日

福井県知事 石田 嵩人

### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大野市上麻生島下麻生島上野田野土打川島下唯野5字立石1の1

### 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福井県告示第236号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月14日

福井県知事 石田 嵩人

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大野市朝日前坂20字足谷続6の1

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福井県告示第237号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月14日

福井県知事 石田 嵩人

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

坂井市丸岡町吉谷2字上ノ山8の1、8の2、4字清水久保1、2、2の1、2の3

から2の6まで、3、3の1から3の4まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べるることができる。

令和8年4月14日

福井県知事 石田 嵩人

1 大規模小売店舗の名称および所在地

クスリのアオキ為国店

坂井市春江町為国西の宮15番1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クスリのアオキ

代表取締役 青木 宏憲

石川県白山市松本町2512番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クスリのアオキ

代表取締役 青木 宏憲

石川県白山市松本町2512番地

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和9年1月13日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1, 342㎡
- 6 駐車場の収容台数 51台
- 7 駐輪場の収容台数 15台
- 8 荷さばき施設の面積 24㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 6.32㎡
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻  
開店時刻 午前9時00分  
閉店時刻 翌午前0時00分
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から翌午前0時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 3箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時00分から午後10時00分
- 14 届出のあった日  
令和8年3月26日
- 15 届出の縦覧場所  
(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県産業労働部商業・市場開拓課  
(2) 福井県坂井市坂井町下新庄第1号1番地  
坂井市産業政策部商工労政課
- 16 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯  
縦覧期間  
公告の日から4月間  
縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで(ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く)
- 17 意見書の提出先  
福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年4月14日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
ハーツ学園店

福井市学園2丁目907番 外24筆

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
福井県民生活協同組合  
代表理事 檜原 弘樹  
福井市開発5丁目1603番地
- 3 聴取した意見の概要  
福井市  
・新たに自動車等の乗り入れを築造、または既存の乗り入れを改修しようとする場合は、計画段階で必ず相談すること。  
・看板等の屋外広告物を設置する場合は、計画段階で必ず相談すること。  
・福井市駐車場条例第9条の規定に基づき、平成20年5月12日付けで駐車施設設置(変更)届を提出いただいている。今回の駐車場の変更は、福井市駐車場条例第9条の届出内容の変更にあたるので、改めて変更の手続きを行うこと。
- 4 聴取した意見の縦覧場所  
(1) 福井市大手3丁目17番1号  
福井県産業労働部商業・市場開拓課  
(2) (令和8年5月6日まで)  
福井市手寄1丁目4番1号  
A O S S A 5階  
(令和8年5月7日から)  
福井市宝永2丁目4番10号  
宝永分庁舎  
福井市商工労働部商工労政課
- 5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯  
(1) 縦覧期間  
公告の日から1月間  
(2) 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで(ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く)

九頭竜川鳴鹿土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、次の者が令和8年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので同条第19項の規定により公告する。

令和8年4月14日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

理事 山本 文雄 坂井市春江町中庄55号16番地  
 〃 木村 强 〃 坂井町宮領42号2番地  
 〃 木村 市助 福井市中ノ郷町15号4番地1  
 〃 森 健一 坂井市丸岡町舟寄77号4番地  
 〃 坪田 正美 〃 坂井町上兵庫60号13番地  
 〃 井上 清 〃 丸岡町与河72号1番地  
 〃 西尾 喜弘 吉田郡永平寺町松岡上合月9号25番地  
 〃 八十川 孝義 坂井市坂井町高柳74号16番地  
 〃 柴田 敏久 〃 丸岡町北横地40号16番地2  
 〃 桑野 善之 福井市天池町33号47番地1  
 〃 高橋 文利 坂井市坂井町上関45号30番地  
 〃 堀川 清治 〃 春江町藤鷲塚27号1番地1  
 〃 坂井 一喜 福井市林町19号13番地  
 〃 西岡 紀夫 坂井市丸岡町八ツ口10号30番地  
 〃 山内 行雄 福井市木下町3号6番地  
 〃 伊藤 香治 坂井市春江町安沢18号18番地  
 〃 八田 一似 福井市上中町29号38番地1  
 〃 山崎 眞一 あわら市中浜32号2番地  
 〃 江端 昭男 坂井市三国町川崎27号14番地甲  
 〃 玉森 善美 〃 〃 沖野々9号19番地  
 〃 五十嵐 健次 福井市波寄町9号41番地  
 監事 山田 源則 坂井市丸岡町板倉31号8番地  
 〃 三ツ田 儀兵衛 〃 春江町針原37号12番地  
 〃 伊藤 義明 福井市三郎丸2丁目1710番地  
 〃 藤田 政治 あわら市中番28号1番地  
 〃 松山 繁樹 福井市白方町13号15番地

九頭竜川鳴鹿土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年4月14日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

理事 坪田 正美 坂井市坂井町上兵庫60号13番地  
 〃 木村 强 〃 〃 宮領42号2番地  
 〃 木村 市助 福井市中ノ郷町15号4番地1  
 〃 西尾 喜弘 吉田郡永平寺町松岡上合月9号25番地

〃 八十川 孝義 坂井市坂井町高柳74号16番地  
 〃 柴田 敏久 〃 丸岡町北横地40号16番地2  
 〃 堀川 清治 〃 春江町藤鷲塚27号1番地1  
 〃 坂井 一喜 福井市林町19号13番地  
 〃 西岡 紀夫 坂井市丸岡町八ツ口10号30番地  
 〃 山内 行雄 福井市木下町3号6番地  
 〃 八田 一似 〃 上中町29号38番地1  
 〃 山崎 眞一 あわら市中浜32号2番地  
 〃 江端 昭男 坂井市三国町川崎27号14番地甲  
 〃 玉森 善美 〃 〃 沖野々9号19番地  
 〃 五十嵐 健次 福井市波寄町9号41番地  
 〃 伊藤 敏夫 〃 天池町33号46番地  
 〃 江川 権一 坂井市坂井町河和田18号2番地  
 〃 長谷川 喜道 〃 〃 東長田20号10番地  
 〃 加藤 久明男 福井市川合鷲塚町32号19番地  
 〃 林 哲夫 坂井市丸岡町伏屋11号13番地  
 〃 高橋 正晃 〃 坂井町上関45号30番地  
 監事 山田 源則 〃 丸岡町板倉31号8番地  
 〃 伊藤 義明 福井市三郎丸2丁目1710番地  
 〃 藤田 政治 あわら市中番28号1番地  
 〃 松山 繁樹 福井市白方町13号15番地  
 〃 矢尾 正男 坂井市春江町安沢15号14番地

春江町土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年4月14日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

理事 渡辺 竜彦 坂井市春江町江留上本町14号1番地